

富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

I 制定趣旨

令和2年人事院勧告等に伴い一般職の職員の期末手当の支給月数（割合）が引き下げられることにより、富士見市特別職報酬等審議会の意見を踏まえて、条例を改正するもの

○期末手当の支給月数（割合）を0.05月引き下げる。

II 条例の主な改正内容

第1条関係及び第2条関係

⇒ 期末手当の支給月数（割合）の変更及び支給月数（割合）の均等化

区分		6月期	12月期	合計月数	内容
令和2年度	期末手当	2.075月 (支給済み)	<u>2.025月</u> (現行2.075月)	<u>4.10月</u> (現行4.15月)	第1条関係
令和3年度 から	期末手当	<u>2.05月</u>	<u>2.05月</u>	<u>4.10月</u>	第2条関係

III 施行日関係

第1条関係 令和2年12月1日

第2条関係 令和3年4月1日

富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例16号）新旧対照表

第1条関係

新	旧
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びこの月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の202.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びこの月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条関係

新	旧
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びこの月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の205</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びこの月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の202.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>